

岩手県告示第577号

令和2年8月21日付け岩手県報第12017号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和2年岩手県告示第533号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

（1） 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 宮古市古田第2地割42の8

（2） 所在が不明である通知の相手方 上野三蔵、上野安藏、内澤トヨ、内澤尚之、西家利平

2 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所